

オーストラリア文書館作成の「ルーツ探しキット」

大阪 あーかいぶず

歴史のある暮らし

本田 稔彦

平成五年三月

第十二号

大阪府公文書館発行

一九八三年から八七年にかけて、私は大阪府の代表としてオランダに駐在していた。先ず、その頃の話である。

お隣のボデー夫婦に招かれ、オランダ南部の保養地スヘルデの浜辺近くのセカンドハウスで掘出物を見つけたので見にいこうと誘われた。

それは、製作年代がビクトリア期（一九世紀の英国ビクトリア女王治世の三分の二世紀の間）の船乗り用チェスト（日本の長持と同じ型で長辺が一二〇cm程の小振りのもの）で、使われていた船名と持主の船長の名が刻まれていた。

その時は結局買わずじまいだったが、二〜三カ月後、孫のおもちゃ箱としてボデー家の居間にこの長持は鎮座しますことになる。

アムステルダム港近くの国立海洋博物館は、かつて世界の海に勇名を馳せた

目次

歴史のある暮らし	1
公文書館を利用して	2
研修参加の報告	4
文書館あれこれ(8)	5
一衣帯水の国	6
髪結職由緒書など	8
この仕事こんな作業	10
公文書館講	11

アーカイブズ (archives) とは英語で公文書館や文書館の意味で、文書、史料そのものを指す場合もあります。

オランダだけあって、船の歴史やハンザ同盟についての素晴らしい展示で、オランダと海との関わりを実感させてくれる。

ボデー氏は、この博物館でビクトリア期の船籍簿の中から、確かにこのチェストに刻まれた船名と船長名を発見し鼻高々であった。

この博物館には、アムステルダム港に船籍のあった船舶の全リストの他、航海日誌も保存されており、一般の閲覧も可能とのこと、ボデー氏の次の課題は、このチェストの航海記をたどることであった。

ヨーロッパに三年半滞在し、中世の面影を留める街並みだけでなく、人々の精神面でも、歴史の座標と日常生活の関わりをみる思いがしたものである。

さらに遡るが、一九七七年、建国二〇〇年祭前夜のアメリカで、ジェファソン起草なる独立宣言文の原本を見るため、わざわざ

ボストンの公文書館を訪れた。

フランス革命の先駆をなす、自由平等の精神を基調にした世界最初の国家誕生の呱呱の声を、ペン先から生まれたままの姿で目前にし、言い知れぬ感動を覚えたものである。

その後、米国最初の議会が開設されたフィラデルフィアでは、独立戦争の犠牲になった無名戦士の記念碑を目にしたが、初代大統領ワシントンの追悼文には、「諸君らは、ついに見ざる光明のために、その身命を投げ打って我が国に光をもたらし、今死して闇の中にある。おかげで今我々は自由、平等、独立の恵沢に満ちた光の中にあることを決して忘れない。」旨が記されてあった。

ボストン、フィラデルフィアは、米国独立の聖地であり、多くの少年少女が米国の歴史を学びにやってくる。

自己犠牲によって、人々に尽くす心構えは、今も米国の若い世代に受け継がれている。ケネディにしる、クリントンにしる、若き大統領の就任演説が「国に何かを期待するのではなく、諸君は国に対して何ができるのか」と呼びかけ、大きな感動をもって迎えらるのも、このような素地があってこそではないだろうか。

ここ十年来、アフロ・アメリカンを主題にした小説「ルーツ」の爆発的売れ行きを機に、移民国家アメリカやオーストラリアでは、ア

イデンティティーの確立手段として、家系探しが一種の流行になっている。

ヨーロッパからの米国移民のほとんどが出航したオランダのロッテルダム港では、米国観光客を当て込んで、かつての移民船出航棧橋と船会社のビルを博物館として整備し、移民の乗船名簿を一般に公開する計画と聞いたことがある。

昨年訪問したオーストラリアのシドニーでは、公文書館の一般利用の大半がルーツ捜しであり、そのため、案内パンフ「ルーツ捜しキット」を作成し、サービスに努めている。

いずれも自らの祖先を誇りに思っている行動ではなからうか。

歴史は、真実の中にこそ我々が学ぶべき先達の労苦や英智が秘められていることを教えてくれる。

公文書館は、そのような西洋文明の精神を代表する文化施設の一つであるが、和魂洋才をモットーに実用本位で進められてきた明治以降の我が国の近代化の中で、見落とされてきた施設と言える。

国際化が都市発展のキーワードになっている昨今であるが、国際文化都市としてのアイデンティティーは、その歴史を尊重する文化行政を抜きにしては語れないのではないだろうか。

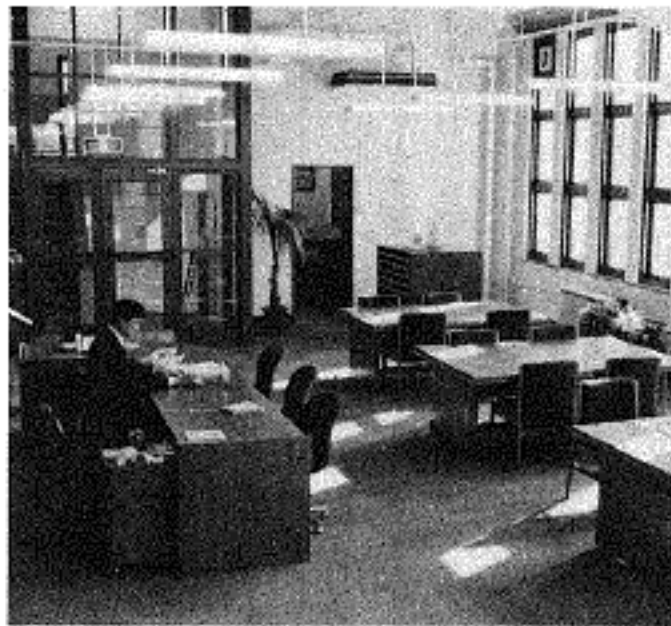
(ほんだ としひこ 法制文書課長)

— 利用者の目 —

公文書館を利用して

水野 克彦

大阪教育大学の附属幼稚園が創設百周年になるので、一昨年の春以来、中之島図書館・中央図書館をはじめ府庁舎の議員図書室にも伺って、その沿革を調査するうちに次の点が不明確であることが判明し、その解明に努めてまいりました。



大阪府公文書館 閲覧室

① 明治十四年二月大阪府と堺県が合併したため、大阪府師範学校が、明治十九年まで府立大阪師範学校と呼ばれていますが、これが単なる通称なのか、もし正規に改称し

たものとすれば、その日付はいつか。

② 大阪府女子師範学校が桃山（南区天王寺北ノ山・小宮）から平野に移転した事情。

③ 現在附属幼稚園舎のある土地が、いつどのようにして大阪府女子師範学校用地となったのか、その経緯。

教育大学は創立一二〇年をむかえて年史編纂の資料収集をしておられるのですが、柏原への移転統合と重なって、収集された資料の整理すら十分に行われていない現状であるため、教育大学で基礎資料『沿革史』『大阪百年史』と師範学校の同窓会友松会関連の資料『友松会五十年史稿本』『若緑』を拜見させていただいた他は専ら大阪府公文書館の保存資料を調査させていただきました。

①については師範学校自体の『沿革史』のどれをみても記載がありませんが、刊行されている文部省年報・大阪府統計書・大阪府教育百年史・その他大阪府誌・府会史・大阪府史等のいずれを見ても明治十四年から十九年の間は府立大阪師範学校と記載され、当時の朝日新聞の記事にも大阪師範学校とあります。これらすべてを単に【通称】と判断したとしても、次の四点が問題となります。

(1) 平成三年三月に発行された『新修大阪府史』七一八頁に「大阪府と堺県との合併により校名を府立大阪師範学校と改称した」

とあり、この点について筆者に原典をお伺いしているのですが、今のところご教示を得ていません。

(2) 前記の友松会関連資料に、「府立師範学校と改称した」という記述があります。

(3) 大阪編年史によれば明治十四年四月六日に小学校教員検定試験を毎月一回とする伺いが奈良、堺、大阪の三師範学校長連名で知事に出されており、大阪師範校長澤井登平印と署名されています。

(4) 奈良県師範学校五十年史・奈良教育大学史でも改称のあったことがうかがえますが、明治十四年という以上の月日の特定はなされていません。

②については『平野郷町史』『桃源』に平野郷町側の事情がのべられ、『大阪府教育百年史』第一編八六一頁には「便利も環境もよかつた北山町から、当時としては不便な平野へどうして移ったか明らかでない」としていますが、『大阪府会史』第三編一〇八四～五頁に、移転にいたる事情が要約されており、大正十二年六月の臨時府会、十三年十一月～十二月の通常府会の『速記録』をはじめ、『聯帯市郡部会参事会議案』によって移転の経緯がわかるように、大正十五年にも平野の個人の方から土地の寄付があったことと判明しました。

③については昭和十二～十六年の『参事会



水野氏が利用された公文書館の資料

ので、用地購入の追加予算請求の理由書も付図とともに判明しました。

師範学校名称の布達は発見できませんでしたが、大阪府の『布告及び布達』（コピー収録）の資料と、刊行されている『大阪府布令集』との内容の食い違いは、所載以外にも布達があったことを推察させ、調査意欲をかきたてました。

ある時期の資料は詳しく、別な時期の資料は殆ど無いというのが現状ですが、今後とも在野の資料を掘り起こして収録いただければ利用者にとって誠に幸いと思います。

（みずのかつひこ 平野区在住）

原議綴』に

よって、現在附属幼稚園の園舎のある土地は附属中学校・附属高等学校校舎が建てられていた土地とともに、女子師範学校の寄宿舎用地として購入されたも

研修参加の報告

第五回公文書館等職員研修会

主催 国立公文書館

公文書館等で、その実務に当たっている者を対象に平成四年十一月十六日から二十日までに二〇名が出席して研修会が開催されました。研修内容と講師は別表のとおりです。

諸外国にくらべ、その歴史が浅く、公文書館制度が立ち遅れている我が国にとって、公文書館の役割や外国公文書館の状況等を知ることができ本研修会は意義深いことです。この研修を受けて強く感じたのは、国や地方自治体は今ある仕事を処理すれば「これで一件落着」ということではいけないという点です。住民の税金により支えられる公的組織は、事務処理の過程で作成される文書・資料類も本来、住民の共有財産であるはずで、ややもすれば日々の仕事に追われ、その公的性格が忘れがちになります。職員が日頃から「文書も公有財産」の意識をもつ必要があります。また、公的機関にとって歴史的に価値あるものを保存していくシステムづくりは、その根本的使命でもあるはずで、

ところで、公文書館等の歴史資料保存利用機関では文書資料類の収集・公開基準・保存

対策などお互い共通した課題を抱えていると思いますが、そういった課題を討議できる場が必要だとも感じましたが、国立公文書館の主催により「都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会」が平成五年二月に開催され、課題解決にむけての事例発表や討議は大変有意義であり、今後も継続して開催してほしいと思っています。

(北山 英一 大阪府公文書館)

講義内容	講師名	講師所属
公文書館法の行政官の古紙の修復	坂東眞理子 藤井昭夫 長澤孝三 大江禮三 有友至三 三上昭美	国立公文書館次長 総務庁行政管理局管理官 国立公文書館館長 東京農工大学名誉教授 国立公文書館館長 中央大学文学部教授
西ヨーロッパにおける公文書館について	小川千代子	前国立公文書館専門職付師
国際公文書館会議について	藤田憲一	山梨学院大学法学部講師
情報公開とプライバシーの保護	川崎博司	松下電器産業電子ファイル部長
文書管理システムについて	小林蒼海	元図書館情報大学講師
公文書史料(アーカイブズ)の選別と分類	森安彦	国立史料館教授
古文書の収集・整理	伊勢呂裕史	文化庁文化部著作権課長
著作権の問題	伊東潤七	千葉県立文書館館長
行政資料の収集と利用	磯貝福和	群馬県立文書館館長
地方公文書の管理	和田光博	大阪府公文書館館長

※ <見学> 東京都公文書館・国立公文書館

史料管理学研修会(通算三八回)

主催 国立史料館

国立史料館主催による平成四年度史料管理学研修会(短期研修課程)が平成四年十一月十六日から二十一日までの間、徳島県内で開催された。当館からは、「近世史料取扱講習会」と称されていた、第三三回(大阪会場は本館)から、引き続き職員が受講してきている。

ちなみに徳島県では、平成三年度の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)全国大会が開かれており、四国で唯一、文書館を持っている県でもある。

研修は受講者数が三五名で、その構成は図書館、市町村史編纂室、博物館、文書館などに勤務する者で、身分も司書、教員、学芸員、一般公務員など様々であった。

この研修会の講師の方々には次表の通り国立史料館の先生が多くを占めているが、自ら培われた経験と知識を以て、力強く、しかも説得力のある話しぶりで我々研修生に講義で話された。しかし、正直言って、私にとって講義内容は高度であり、かつ初めて耳にする用語も多く出てきて困惑した。

これらの講義では、近世・近代の古文書が如何にして今日まで残され、引き継がれてきたのか。また、何故、散逸してしまったのかについてその時代背景にあわせて判りやすく

講義内容	講師名	講師所属
文書館総論	森安彦	国立史料館 教授
近世史料論・I (総論・幕藩史料)	大友一雄	国立史料館 助手
史料の保存科学	稲葉政満	東京芸術大学美術学部 講師
近世史料論・II (町方・村方史料)	渡辺浩一	国立史料館 助手
史料所在調査法	渡邊尚志	国立史料館 助手
地域社会と文書館	大和武生	徳島県立文書館 副館長
徳島県立文書館における史料管理	斎藤智	徳島県立文書館 長
近現代史料論	丑木幸男	国立史料館 教授
近現代史料の整理と検索手段の作成	鈴江英一	北海道立文書館 公文書係 長
近世史料の整理と検索手段の作成	大藤修	国立史料館 助教
史料の修復と補修	宇佐美直八	宇佐美国宝修理所 所長
同	宇佐美直秀	宇佐美国宝修理所 所員
同	田中保	宇佐美国宝修理所 所員
史料の保存と管理	山田哲好	国立史料館 助教
史料の利用と情報サービス	安藤正人	国立史料館 助教

説明されていた。その話を聞くにつれて、文書史料等を後世のために永く保存していくには、文書館の施設や設備は勿論のこと、史料そのものの性質を知るといふ科学的知識をも必要とするということ。更に、史料を保存管理していくには粘り強い根気と幅広い知識を身に付けなければならぬということを強く感じながら、六日間の研修を終えた。

(大阪府公文書館 乾 義雄)

文書館あれこれ(8)

広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七七一四七

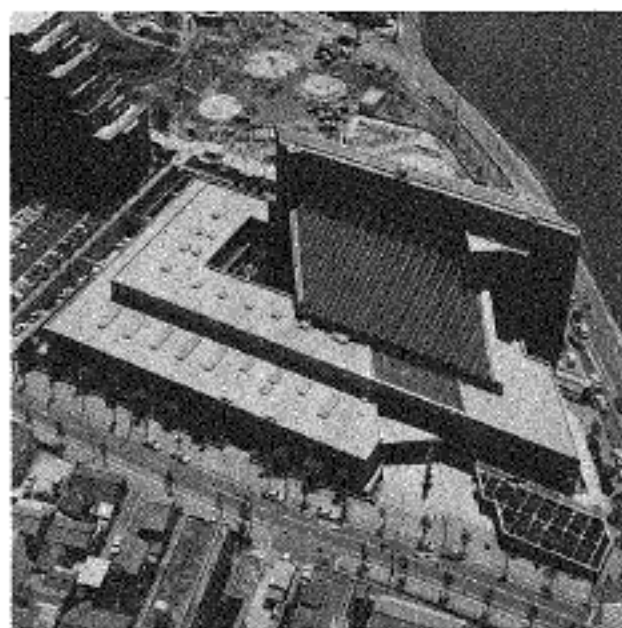
JR広島駅から、今では少なくなった路面電車で広電本社前へ、そこを降りて徒歩七分のところ、「広島県情報プラザ」がある。その中に県立図書館、県立産業技術交流センターとともに県立文書館が入居している。情報プラザの玄関を入るとすぐに、五階吹き抜けの大ホール「コンベンションプラザ」があり、その広さに驚かされる。隣接してレストランや図書館が置かれていることもあって、老若男女を問わず県民の憩いの場になっているようである。県立文書館はこの建物の二階部分に位置し、(書庫やその他の設備は地下一・二階に分散している)入口の左側には比較的大きな展示室(九〇㎡)があって、館の貴重な史料が判りやすい説明を添えて展示されている。

昭和六十三年十月に開館した同館は歴史資料保存機関の中でも新しい方であるが、所蔵資料の点数(行政文書三三、五〇〇冊、行政資料二二、〇〇〇冊、古文書一三万点、マイクロフィルム二二二万コマ)、施設の規模(文書館部分二、五三〇㎡)、職員数(常勤七名、非常勤七名)など充実したものとなって

いる。(数字は全て平成五年三月末現在)

その運営で特徴的なものは、①原爆などにより資料が消滅しているため、市町村などからマイクロによる県関係の行政文書の収集を行っている。②県内に一・二名の地方調査員を配置し、古文書の調査、収集を継続的に行っている。③公開非公開の厳密な判定を行うため、行政文書の閲覧は申請を受けた日から二週間以内に行っている。④県民向けに「古文書解読講座」「郷土史講座」、市町村職員向けには「行政文書・古文書資料保存管理講習会」を開催するなど教育・普及活動に力を入れている。

特に県民向けの講座は開催数も受講者数も多く、職員の方々の熱意が感じられるとともに、職員のレベルの高さに驚かされる。



広島県立文書館

一衣帯水の国

— 随想、公文書館と档案館 —
安長 進

【はじめに】まさに汗顔のいたり。つまり、档案についての小文、随想の脱稿後になって始めて『北の丸』（国立公文書館報）一八・一九・二〇号の連載を読んだ次第である。中国の旅—中国第一歴史档案館成立六十周年大会に参加して—（長澤孝三）、「中国第一歴史档案館」簡介（同）及び中華人民共和国档案法（氏家幹人）がそれである。紹介されている中国第一歴史档案館延永生館長の講話に、「档案事業は〔中略〕中国史研究のための三大史料（明清檔案・殷虚出土の甲骨文・敦煌



中国国家档案局副処長 李氏の隷書

出現の経巻）〔後略〕』とされており、档案の歴史的概念の奥行きに深さに一驚した。

あらかじめこの連載を読んでいたら、随想はもうちょっと異なったものになっていたに違いない。今、随想そのものは、連載を読んではいなかった自分があるがままの戸惑いの遍歴として、そのままの形としておくが、読者が档案について公正な理解・判断をしていただくためには、是非、小文だけではなく、『北の丸』前記三巻を参照下さるようお願いするものである。

さて【随想】、档案という中国の言葉に出会ったのは、昨年十二月、中国國務院（政府）の直属機構である国家档案局のお客さまが当館におこしになったときのこと。行政各クラス（國務院、省、市、県）に档案館が整備されてきて、その数は三、二九七に達すると。共産党組織にも中央書記処に中央档案局があり、人民日報社などと並んでいる。ふつう档案は、公文書となっているが、その通りだろうかと安澤著『史料館・文書館学への道』（吉川弘文館）を見てみた。第五章の6『中国におけるアーキヴィスト養成の現状』という一節が目にとまったから。が、内容はIC Aボン会議（一九八四）での中国のレジメの

礼讃的介绍に終わっている。

正確なことが知りたくて中日辞書を何冊か引いてみた。殆どが、档案とは公文書としている中で、岩波・中国語辞典は、保管文書の他に、人事関係の書類としている。きわめつけは、商務印書館・小学館の中日辞典で、人事档案について一二行の説明をしている。（所属する職場・機関・団体の人事部門が保管する）個人の身上調査行状記録・・・と。

もっと詳しく知りたいと人民日報（一九八七、九、一〇、正式公報）に載った中華人民共和国档案法の翻訳を大阪外国語大学の大河内先生にお願いした。最初の二カ条（目的と定義）だけを引用すると

第一条 档案の管理、収集、整理作業を強化し、有効に档案を利用、保護し、社会主義現代化建設に奉仕するため本法を制定する。
第二条 本法にいう档案とは過去及び現在の国家機構、社会組織また個人が政治、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事し直接形成された、国家、社会にとつて保存価値のある各種の文字、図表、音声等種々の歴史記録を指す。

非常に範囲が広く、しかも徹底的な記録・情報の管理である。『日本ではこれに当たるものはないと思いますが、ある処では特許（近代的には、専利）として成立しています』と「もかかわる様に思われます」と大河内先生。

中国の档案制度は、欧米流のアーカイヴズとは別の流れのものだと思う。岩上二郎の情熱によって日の目をみたわが国の公文書館法は、いうまでもなく、後者を手本としている。米国での『三十年後の公開原則』があったればこそ、NHKはキューバ危機の真相に迫る特別番組を昨秋放映することができたのである。そう思ってしまった。ケネディ神話の崩壊につながる迫力だった。それでも、就任演説で、諸君が自らの国のために何を為し得るかを考えて欲しい、と訴えたケネディの心意気には未だにしばしばにはいられない。中国の档案は、社会主義国家建設という彼らにとって優れて現代的必要性から生まれ、かつ、民主集中制（憲法第二条）という独自の統治原則の下に組み立てられた記録・情報管理システムに違いない。今、中国は改革・開放路線の定着をめざして、さまざまの難局を克服しつつあるように見える。激動の中国、档案の運用面もその一環としてどのようになってゆくのだろうか（参照 中国総覧・霞山会 最新中国情報辞典・小学館）。

ともかく、中国は今から五千年近くも前に黄河文明が興った国、漢字の起源も最近の報道では、甲骨文字（前一四世紀）より八百年前の陶器に刻んだ文字が発見されたそうである。わが国は、文字、思想、文化をはじめいかに多くを中国に負ってきたか。何しろ古来、

一衣帯水の間柄なのだから、お互いによく知り合いたいもの。国際化が言われる昨今、改めて、ユネスコ憲章前文が想い起こされる。

「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。・・・よって、平和は、失われないうためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない」

档案をめぐる随想は以上で終わる。以下は付け足し、浅学ゆえの困惑、ご教示を待つ。



ケネディ大統領就任演説シーン

档の語義を求めて漢字辞書を引き比べた。先ず康熙字典、その档からは木牀、木名及び横木框档しか読みとれない。簡野・字源はこの流れを汲んでいるようだ。栄田・大字典には档の字はない。ところが、諸橋・大漢和に

は文書というのがあって档案を見よとなっている。档案では、官署の案文書云々と五行にわたる説明。時代を限らず、用いられる地域の特定もされていない。柳邊紀略という書物からの引用が五行、説明文と同じ意味のようだ。燎原書店・中国史籍解題辞典によると、この書物は『康熙年間（一六六一―一七二二）の中頃、父親を訪ねた撰者（楊賓）が、その際の見聞を記したのが本書。当時の東北地区の実情を知る上に貴重な内容を有する』とあり、档案という言葉が用いられる時代と地域が特定されることになる。

愛用の新村・広辞苑を見るとおおむね諸橋型。但し初版はかなり異なった説明で、二版で諸橋型に改め、三、四版で説明の一部を削除するという変遷をみせている。ちなみに大漢和も広辞苑も、義として「かまち」を挙げているが、かまちで引くと框しか出て来ない。ふと手にとった、井上ボケット支那語辞典（昭和十年）の档を見ると、『文書「旗」旗人ノ戸籍簿』とある。旗人は八旗兵ヲ見ヨとあり、八旗兵で、『清朝創業ノ際ニ功勞アリシ者ノ子孫ヨリ組織セル兵ナリ』以下八行に及んでいる。柳邊紀略と考え合わせるとき、どうやら語源に辿り着いたように思えるのだが、どんなものだろうか。

注 檔の字にも随想では全て档の字をあてた。（やすなが すすむ 大阪府公文書館顧問）

— 寄贈史料紹介 —

髪結職由緒書など

平成二年十二月に堺市の森祐子氏から寄贈していただいたのは、標題にかかげた髪結職由緒書の巻物のほかに浄土真宗関係の一紙物それに三つの部分からなる小笠原流の矢の形式について書かれたものであった。これらの三点は森さんの祖父の家（大阪市内）に大切にされて残っていたのであるが、その祖父も亡くなられ、どういう経由で伝わったかは全くわからないという。したがってこの三点の繋がりも不明である。

江戸時代の職業や作法や宗教について、口から口へと伝えられたり、その内容を書き留めて写されたりして残ったという点が共通のよう思う。



髪結職由緒書

— 森祐子氏寄贈文書 —

大西 愛

民間のなかに残されたこの三史料についてわかることを記してみたい。

1、髪結職由緒書は、史料では「髪結職由緒の事」となっている。享保十二年（一七二七）九月に髪結い職の北小路宗四郎が年少の後継ぎにたいして、髪結い職のおこりやその特権と義務について書き残すという形式をとっている。

この由緒書は、これと同名のもので「一銭職由来之記」というタイトルではほぼ同じ内容のものが理髪職の間に多く伝わっているといふ（国史大辞典）。まずその物語をこの史料にそって概略してみよう。

この物語の主役は、北小路藤七郎である。北小路氏というのは、文永年中（一一六四—一七五）には北面の武士であった。その後諸国を流浪し、あるときから家の軒先に道具をおいて髪結いを渡世とするようになったという。時移り、元龜三年（一五七二）徳川家康が三方原の戦いから帰る途中、天竜川が増水していたので、髪結職の北小路藤七郎が浅瀬を案内して一行を無事渡らせた。家康はその功をたたえて諸国の関所や川の渡し場を通行することを許可した。さ

らに金子一銭を与え、この職業を認めただけで、以来一銭職と呼ぶようになったという。その後、慶長八年（一六〇三）に、北小路藤七郎が江戸の芝の海辺で渡世をしているとき、前記の功に対する褒美として一〇貫文を頂戴した。

さらに下って家綱の時代の万治年中（一六五八—一六一）には一銭職の鑑札をあたえてその権利を保証した。これに代えて職人一同は、將軍吉宗のころから、株に対して冥加金を差し出すことと、江戸の町が出火のさいには両奉行所にかけて書物や印鑑、日記、記録、長持ちなど公用のものを運び出すことを役目とするようになったというのである。

歴史的年次は一応順をおってまとめたが、記述には一部混乱が見られ、文字も美しい書体とはいいがたく内容も分かりにくいところがいくつもある。

これらの内容は歴史的な裏付けのあるものではないが、万治元年に髪結床は、江戸八百八町に各一軒の割合で営業が許され、その営業権はかなりの金高で売買された（国史大辞典）というから、その権利の売買とともに、この巻物が移動したのではないだろうか。表装した外側は布の模様も定かでないほど、手ずれのあとが見られる。自分たちの権利を守ってくれる証として、大切に伝えられてきた

ものではないだろうか。

2、は「覚 一、御宗名御願之義」で始まる美麗な書体の切継紙である。年次はなかったが九月とだけあるが、内容をみると、「去る午八月関東へ仰せ立てられ候処、増上寺より故障申出候」というくだりがある。浄土真宗は開宗されて以来、一向宗や門徒宗などその呼び方が一定していなかった。そこで、浄土真宗という呼称で統一したい旨を江戸幕府に願ったが、浄土宗である増上寺が反対した。これが安永三年（一七七四）甲午の年にあたる。したがって、この文書はそれに関連するものであり、この年かそれ以後の近い午の年であるかと考えられる。

また「御開宗以来浄土真宗を称え来たり候



御宗名御類之

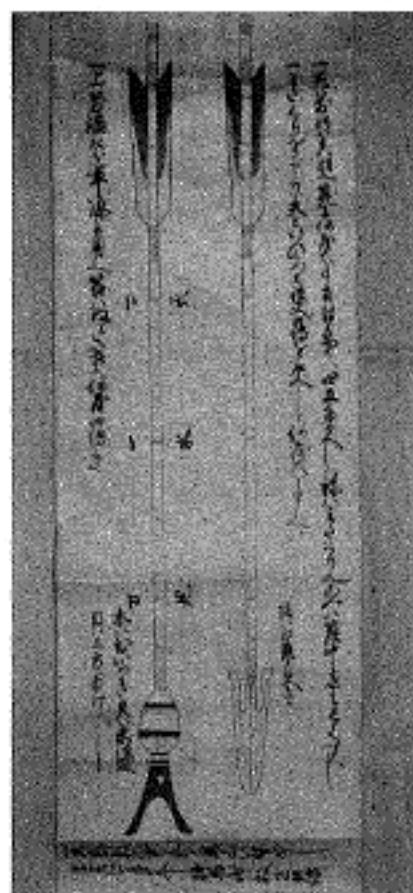
宗名一号
を以て諸
国一般に
御取扱い
成し下さ
れたき」
ことが祖
師の遺訓
であるこ
と、しか
し「御志
願之一助

にも相成るべき儀と存じ付けられ候て、その段申上げ候とも必ず騒訴がましき義は宜しからぬ事に候、或は騒起がましき徒党の姿にも相成り候ては公儀へ対し甚しき御遠慮の御事に候」というようにくどいぐらい何度も、信者がこのことに不満を起こしたり、騒動となることを諫めた内容になっている。このことから発信人も宛先も書かれていないが、浄土真宗の本山から真宗末寺やその信者にあてたものと考えられる。

この宗名の論争は、その後増上寺との間で延々と寛政元年（一七八九）まで続いたが結局解決しなかった。宗名が正式に公認されたのは、明治五年であった（本願寺史）。

3、は美しい矢羽の図柄が墨一色で一面に描かれたもので、三枚にばらばらになっており、これで全部かどうかは定かでないが、順序は汚れの具合や内容からみてある程度判断できる。

うち一枚に、三月吉日 小笠原長時、同貞慶、桑山宗散（从信 花押の写しつき）から中島長右衛門にあてたもので、この中島の願いによって小笠原家の秘事であるにも係わらず書き与えたものだという、秘伝の奥書の形式をとっている。



小笠原家鞆箭之次第

小笠原家は、小笠原流とよばれる礼儀作法で有名である。正確には武家の礼法・兵法・弓馬術の流派であり、武家の流れをくむ旧家等にはこういった作法書が保存されていることがままある。ここに名が出てくる小笠原長時（一五一四―一八三）は戦国時代の武将である。貞慶（一五四六―一九五）はその子で、弓馬術を後世に伝えたことで名高いという。桑山宗散（从信）というのはよくわからない。この史料は矢柄や矢筈の形式や部分の呼び名、その材料や作り方について詳しく図で示している。残念ながらこの方面の知識がないので、これ以上の紹介はできないが、絵画的な美しさで目を楽しませてくれる。

以上、まだ不明な点が多い史料であるが、専門に研究されている方々にご教示いただきながら、明らかにできればよいと考えている。
（おおにし あい 大阪府公文書館）
* なお、この森家文書は、現在展示中です。

この仕事 こんな作業

「レファレンス」といってもあまり馴染みのない言葉ですが、『ALA図書館情報学辞典（丸善株式会社発行）』によると「図書館利用者の正確な情報ニーズを確定するために、参考業務担当職員と利用者との相互コミュニケーション」と紹介されています。要するに「問い合わせ」と解釈すればいいと思うのですが、今回は図書館とは少し違った公文書館のレファレンスというものについて書いてみます。

公文書館におけるレファレンスは、概ね次の三つに大別できると思います。

① 特定の歴史資料の有無について。

例：(1)大正五年の府令第二三三号

(2)明治二十三年の府議会議事録

② ある事柄に関する資料の有無について。

例：(1)大阪陸軍幼年学校に関する資料

(2)日民義勇戦闘隊編成に関する資料

(3)日本万博の用地買収に関する資料

③ 史実の確認。

例：(1)大阪府の「坂」が「阪」に変わったのはいつからで、その通達はあるか。

(2)昭和二十四年頃の台風による災害復旧工事の対象地域はどこか。

(3)戦時中の「捕虜収容所二一番」は現

在のどのあたりか。

図書館では①の、資料をある程度特定して問い合わせる場合が多いと思いますが、特に③の史実の確認などは公文書館ならではのレファレンススタイルではないでしょうか。②や③のレファレンスに的確に対応するには、第一に検索手段の確立が重要だと思います。資料の整理を済ませておくことはもちろんのこと（実はこれが一番遅れているのですが）、目録やカード、パソコンなどの検索手段の充実が、資料の有無の確認を含め「回答」の質を大きく左右します。

最も理想的なのは全資料を一元的にコンピュータで管理し、キーワードで検索ができることだと思います。

第二は「参考業務担当職員」の技量。レファレンスを受けた時にどの資料を調べ、どこを読めば利用者の要望に応えることができるのか、これには豊かな経験と歴史や資料に関する豊富な知識を持った専門職員（アーキビスト＝図書館という司書、博物館という学芸員に相当する者）でなければ満足いく結果は得られないでしょう。図書館や博物館のように、それを専門的に行える職員の配置と充実が不可欠だと言えます。

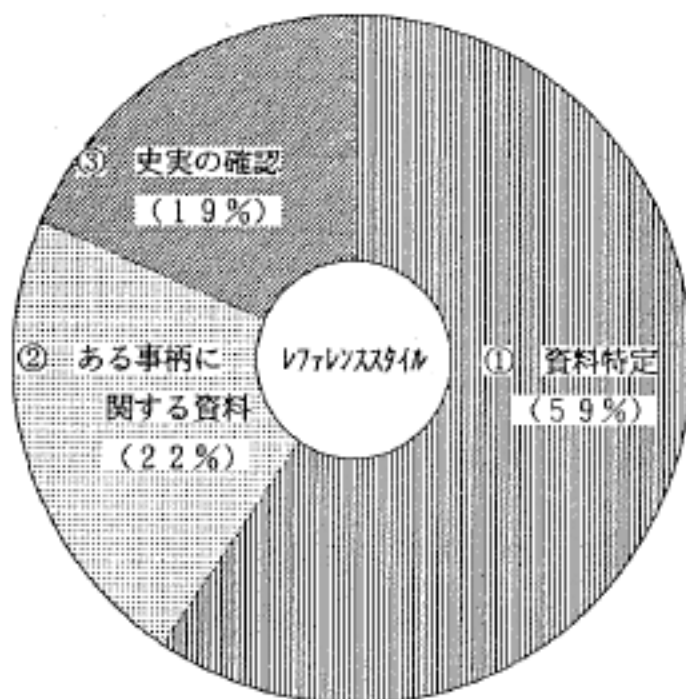
いずれにせよ、図書館などと違って文化施設としての歴史そのものが浅く（ただし海外での歴史は永い）、また、資料の形態や内容

が複雑な公文書館において、レファレンスに的確に対応していくためには、資料の整理方法を含め検討していく課題が多いようです。

なお、問い合わせを受けて、それに応えるだけの資料が公文書館にあるかどうかについては、当然のことながら新しい時代のもので該当資料が多く、今のところ公文書より刊行物の方が要望に応えることができるようです。

(T・K)

※ 公文書館が開館してからの資料に関するレファレンスを、形態別にその割合を右の表のとおりまとめました。



公文書館譜

□行事できごと (H3・2～H4・12)

(年月日)

3・2・12	収蔵資料くん蒸
3・2・15	館内消毒
3・16	館内消毒
3・29	大阪あーかいぶず第八号発行
4・1	常設展示「大阪府公文書に見る暗号符」他
5・15	法制文書課書庫から資料搬入
5・30	書架増設(小会議室を改修)
6・5	農林水産総務課から資料搬入
7・25	関西大学博物館学課程実習
8・9	ソフト産業振興課から資料搬入
8・17	館内消毒
11・11	大阪あーかいぶず第九号発行
11・15	第六回公文書館運営懇談会を開催
4・2・4	収蔵資料のくん蒸
3・7	館内消毒
3・23	第一回公文書館問題検討小委員会を開催
3・31	川中家文書目録(近代の部)発行
3・31	大阪あーかいぶず第十号発行
4・15	複写代金の変更(30円→20円)
5・11	北河内教育事務所から資料搬入

□主な来館者 (H3・2～H4・12)

5・21	「公文書・資料類の保存・管理に関する講演会」開催
5・15	法制文書課書庫から資料搬入
6・17	第二回公文書館問題検討小委員会を開催
7・7	農林技術センターから資料搬入
7・23	関西大学博物館学課程実習
7・24	第三回公文書館問題検討小委員会を開催
8・1	土曜完全閉庁の開始
8・21	館内消毒
8・27	公文書館問題検討小委員会管外調査(広島県)
8・28	第四回公文書館問題検討小委員会を開催
11・27	大阪あーかいぶず第十一号発行
12・1	大阪あーかいぶず特集号№3発行
12・24	大阪あーかいぶず特集号№3発行
3・2月	税務大学 国立公文書館 大韓民国政府記録保存所 新潟県
3月	北海道立文書館 茨城県取手市教育委員会 日本学術会議事務局
4月	大阪市 富田林市
5月	関西大学 茨城県
6月	日本テレビ 報知新聞社
7月	東大阪市 大阪教育大学 府立学校主査会堺支部 静岡県文書課

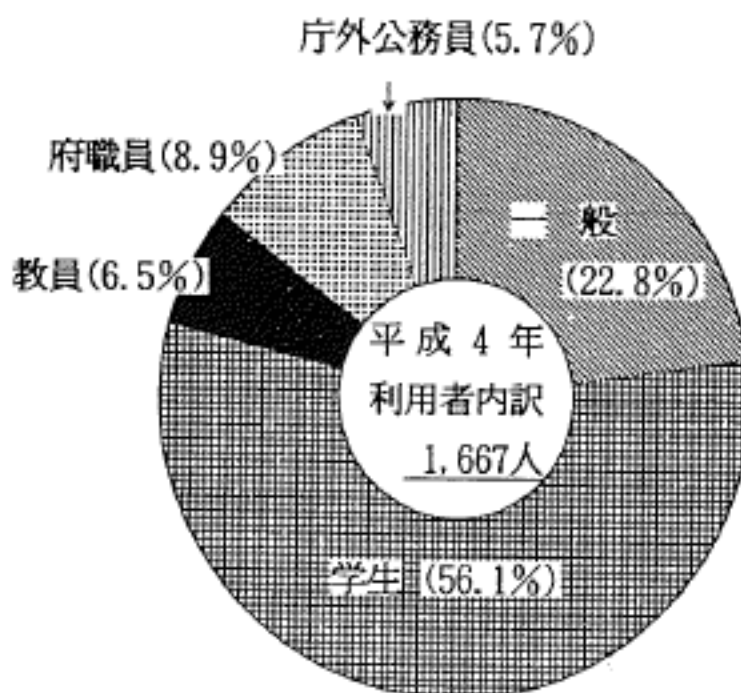
□主な資料の寄贈 (H3・2～H4・12)

4・1月	社会党大阪府本部 高知市立市民図書館
2月	毎日放送ラジオ局 東京修復保存センター 東大阪市史編纂室
3月	大阪市史編纂所 北海道立文書館 読売新聞社
4月	阪急電鉄史料管理室
5月	西日本大学史担当者会
6月	東大阪市史編纂室 大分県総務部
7月	歴史学と博物館のありかたを考える会 大和銀行貨幣資料館
8月	寝屋川市史編纂室 和歌山県学事課 東大阪区花園図書館 守口市史編纂室 大阪府警本部
9月	京都市総合資料館 元興寺文化財研究所保存科学センター 泉大津市史編纂室 大阪府育英会
12月	国立公文書館 中国国家档案局 泉南市商工会議所
3・10月	○歴史資料(敬称略)
11月	吉岡義介 写真で見る日本ほか
4・3月	志方興三 月俸支給書ほか
7月	岸田長久 丹波屋木綿取引文書ほか
9月	金井 秀 金井家文書 一括
	川中正彦 河内国組合十六箇村悪水井路細絵図ほか

資料の種類		資料点数
公文書	明治期	57
	大正期	51
	昭和期	16,694
府発行の行政刊行物		18,234
その他の刊行物		26,587
官報(国会会議録を含む)		2,156
行政資料・参考資料		14,519
マイクロフィルム、写真ほか		9,696
近世文書(川中家文書ほか)		2,240
合計		90,234

(単位は点)

□資料の保存状況(H・4・12現在)



□館の利用者数(H・4・12現在)

〓お知らせ〓

公文書館での利用が多い資料の一つに「大阪府公報」がありますが、これまで明治初期の一部が欠落しており、調査していました。この度の公報が、当時の朝日新聞に「大阪府録事」として掲載されていることが判明したので、マイクロフィルムを購入して紙焼きすることにより、従来から所蔵している「布令・布達(明治元年〜同十八年までの府通達類を綴ったもの)」と併せて、大阪府が開府してから今日までの府の通達類をほぼ揃えることができました。

大阪府の歴史を「線」でつなぐこの貴重な資料を公文書館に来て是非ご利用ください。

〓編集後記〓

▼本号では偶然にも、ケネディ大統領の「国に何かを期待するのではなく・・・」という有名な言葉が、二つの原稿で顔を見せました。米国では、国が国民に「するべきこと」が果たされているからこのような言葉が出てくるのでしょうか。しかし少なくとも「公文書館」という観点から見ると、日本よりもはるかにその責任を果たしているようです。▼公文書館を持ち、それを十分に機能させることが、国民、あるいは府民に対して行政が果たすべき「何か」なのではないでしょうか。

(T・K)

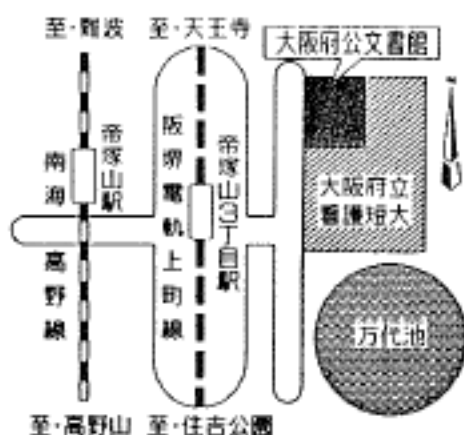
利用案内

■閲覧時間

・月曜日〜金曜日 午前9時15分〜午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
・年末年始(12月28日〜1月4日)
・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目 (徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十二号

平成五年三月三十一日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
FAX 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府宮印刷所